

「人材育成推進事業費補助金（審査・評価事業）成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業の審査・評価業務」審査要項

「人材育成推進事業費補助金（審査・評価事業）成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業の審査・評価業務」に関する企画公募の審査は、この審査要項により行うものとする。

1. 選定方法

提出された企画書について審査を行い、各評価項目の得点合計が高いもの、又は、一定の条件を満たすものを選定する。

2. 審査方法

企画書に基づき、人材育成推進事業費補助金（審査・評価事業）成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業の審査・評価業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）により審査を行う。

3. 評価項目

次の①～⑥に関する計画が十分に立てられているか

①選定業務に関する計画

- ・選定委員会の構成案は、様々な立場の関係者によって構成されているなど、事業趣旨に沿った審査ができる構成となっているか。
- ・選定スケジュール及び選定委員会の開催計画は実行性があるか
- ・書面審査の方法は適切か
- ・選定委員会の運営、選定に関する業務を確実に実施するための管理体制となっているか
- ・同種又は類似事業の実績（過去3例程度）はあるか
- ・事業実施期間終了時までの開催計画が立案されているか

②評価業務に関する計画

- ・評価委員会の構成案は、様々な立場の関係者によって構成されているなど事業趣旨に沿った評価ができる構成となっているか。
- ・フォローアップ評価スケジュール、評価委員会の開催計画は実行性があるか
- ・フォローアップ評価方法は適切か
- ・評価委員会の運営、評価に関する業務を確実に実施するための管理体制となっているか
- ・同種又は類似事業の実績（過去3例程度）はあるか
- ・事業実施期間終了時までの開催計画が立案されているか

③業務を確実に遂行するための管理体制

- ・大学教育や国が実施するリカレント教育推進のための取組に精通しているか
- ・文部科学省との連絡調整・面談、審査・評価対象機関からの問合せ対応が常時可能な体制を

有しているか

- ・ 国公立大学へ支出する競争的な補助金の選定・評価業務を行った実績があるか
- ・ 業務を確実に行うに必要な人材を、組織の内外に保有しているか
- ・ 業務遂行に当たっての責任体制等が明確となっているか
- ・ 業務開始から評価等終了までの間、審査・評価業務を安定的に遂行できるだけの法人の財務基盤を有し、経営等が良好であるか
- ・ なお、定款など法人の設置根拠において、当該法人の業務として、国が行う助成に係る審査・評価業務が明確に規定されていることが望ましい

④業務を実施するための経費執行体制（経理事務体制）の整備

- ・ 補助金の執行・管理を行う体制が適切か

⑤業務に係る経費の使途、内訳

- ・ 業務に係る経費の使途は適切か
- ・ 経費は真に必要なものに限定されているか

⑥ワーク・ライフ・バランス等の推進

- ・ ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る取組を実施しているか

4. 評価方法

評価は、上記3の①～⑤の各項目について、以下に掲げる評価基準による5段階評価とし、審査委員会による評価結果を踏まえて総合的に判断する。

なお、必要に応じて業務の更なる充実に向けて期待される事項等についてコメントを付すことができるものとする。

【評価基準】

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
改善が望まれる点がある＝2点 改善を要する点がある＝1点

また、上記3の⑥については、以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）

- ・ 認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝1点
- ・ 認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝2点
- ・ 認定段階3＝3点

- ・プラチナえるぼし認定＝５点
 - ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が１００人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝０．５点
- 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ・くるみん認定①（平成２９年３月３１日までの基準）（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成２９年厚生労働省令第３１号。以下「平成２９年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条又は平成２９年改正省令附則第２条第３項の規定に基づく認定）＝１点
 - ・トライくるみん認定＝２点
 - ・くるみん認定②（平成２９年４月１日～令和４年３月３１日までの基準）（次世代法施行規則の一部を改正する省令（令和３年厚生労働省令第１８５号。以下「令和３年改正省令」という。）による改正前の次世代法施行規則第４条又は令和３年改正省令附則第２条第２項の規定に基づく認定（ただし、①の認定を除く。））＝２点
 - ・くるみん認定③（令和４年４月１日以降の基準）（令和３年改正省令による改正後の次世代法施行規則第４条第１項第１号及び第２号の規定に基づく認定）＝２点
 - ・プラチナくるみん認定＝５点
- 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定
- ・ユースエール認定＝３点
- 上記に該当する認定等を有しない＝０点